

静岡県教育委員会

議事録

平成 29 年度 第 4 回定例

5 月 24 日 (水)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 5 月 24 日に教育委員会第 4 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|----------|--|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 29 年 5 月 24 日（水） | 開会 | 14 時 00 分 |
| | | | 閉会 | 15 時 30 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 齋 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明 | | |
| | 事務局（説明員） | 鈴 木 一 吉 教育次長
松 井 和 子 教育監
水 元 敏 夫 理事（人材育成担当）
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
赤 堀 健 之 教育政策課長
増 田 三保子 人権教育推進室長
木 野 雅 弘 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
宮 崎 文 秀 義務教育課長
小野田 裕 之 高校教育課長
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
石 川 誠 静岡教育事務所長
山 田 泰 巳 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
塩 崎 克 幸 総合教育センター所長 | | |

4 その他

- (1) 第 3、4 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1、2 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第4号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第4号議案は非公開とする。

第3号議案 静岡県教員育成協議会の設置

教 育 長： 第3号議案「静岡県教員育成協議会の設置」について、赤堀教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 以前の教育委員協議会で諮っているのですが、固まってきていることかと思うが、静岡県教員育成協議会構成員に民間の人がひとりもいないので、可能な限り、最低1名は民間の人を含めたほうがよい。構成員が教育関係者ばかりである。

教育政策課長： 民間の意見は保護者代表等への意見聴取というかたちで対応する。

藤 井 委 員： 保護者がダメということでないが、保護者は当事者である。当事者でない第三者が意見を述べて評価ができる方という視点で最低1名いるとよいと思うので、今後、検討してほしい。

興 委 員： 藤井委員が指摘した点についてである。教員育成協議会という性格について、資料4ページに教育公務員特例法等の一部を改正する法律の第22条の5の3項が明記しており「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」ということで尊重規定が設けてある。教育現場に落とさなければならないので、第三者が仮に入ってもその後の役割がない。そのような方の参画があった方が望ましいかとは思いますが、入るのであれば構成員ではなく、アドバイザー等の名目で常時入って貰う方がよいと思う。協議会はそれぞれ責任のある方が参画して、決定事項に責任を負う方々が入る。よって、藤井委員の意見に対する私の考えとしては、そこまで第三者が構成員に入らなくてもよいと思う。一方、指標を策定する任命権者ということで教育長以下総合教育センター所長まで入っているが、1人で十分ではないかと思う。従来、数多く入っていたかもしれないが、静岡県教育委員会を代表する人が1人入って、代表する方が出席できない場合は代理者が出ればよい。それが静岡県教育委員会の責任を全うするシステムであって、5人も教育委員会から構成員を出す必要は無いと思う。行政のスリム化の観点から判断して入るべきでない。この点は真剣に考えてほしいが、ここで変更することが難しいのであれば、他の都道府県を調べてほしい。最後にいろんな方が入った方が広範な議論が進められることは良いとは思いますが、実態として今までどういった活動の成果があったのか報告してほしい。また、政令市との関係であるが、県と政令市は別であることは理解する

が、研修に協力する大学として静岡大学と常葉大学や、その他任命権者が必要と認める者としてどのような方が入っているのか。同じように両政令市に入るのであれば実効性として「大変だな」と思う。制度論としてダメということでないが実際はどのようになっているのか。

教育政策課長： 静岡市の研修に協力する大学として参画している構成員は静岡大学と常葉大学である。

興 委 員： 人も同じなのか。

教育政策課長： 人までは確認していない。大学としてその2つの大学である。県教育委員会としても県内にある21大学には、ポンチ絵に示してある養成部会に参加してもらえようをお願いをしている。

興 委 員： 県内21大学といっても研修に協力する大学ではないのではないのか。

教育政策課長： 研修に協力する大学は協議会のメンバーとして参加していただく。

興 委 員： 浜松市育成協議会でも、研修に参加する大学に入ってもらわなければならないと思うがどうか。

教育政策課長： 浜松市もそうである。

興 委 員： 参加する大学はその2大学しか考えられないではないか。

教育政策課長： そうである。

興 委 員： 他の21大学は関係ないのではないのか。

教育政策課長： 研修に協力するという意味では関係ない。

興 委 員： そういったところに入ろうとしても3番目のカテゴリは無い。そういった観点からも静岡市、浜松市にどういった方がメンバーに入っているのか。

教育政策課長： 静岡市は構成メンバーを16名で考えている。その内10名が教育委員会のメンバーである。静岡大学、常葉大学から2名であり、静岡大学は武井先生、常葉大学は安藤先生となる。県教育委員会でも安藤先生がメンバーとなっている。後は公立小中学校の校長が各2名である。

興 委 員： 法律上、立ち上げなければならないのでやむをえないが、大変である。情報を共有できるよう、このポンチ絵が生きる形で執行してほしい。

教育政策課長： 静岡市、浜松市の育成協議会に職員を派遣し状況を確認する。

興 委 員： 静岡市、浜松市では任命権者は何名入っているのか。

教育政策課長： 静岡市は10名である。

興 委 員： 浜松市はどうか。

斉藤委員： 浜松市は市長も構成員となっている。

理事（人材育成）： 浜松市は人数が多く、課長以下の職員もメンバーになっている。

興 委 員： 他の都道府県を参考にして斟酌し、代表で一人誰かが入ればよいと思う。

教育政策課長： 当面はこの形でスタートさせていただき、他県の状況も参考にしてダウンサイズも検討していくということではどうか。

興 委 員： 是非、検討してほしい。

教育長： そのようにしていく。

斉藤委員： 教員としての資質に関する指標を定めることが仕事の一つとなるのか。

教育政策課長： そうである。一番大きな仕事となる。

斉藤委員： いつまでに定めるのか。

教育政策課長： 今年は、指標を定めること及び、その指標に基づく研修計画を定めること、この2つが大きな仕事となる。予定では9月頃までに指標をある程度定めて、それに基づいた研修計画を定めていく。

斉藤委員： 協議会の委員は1年間勤めるのか。

教育政策課長： 6月からの任期で1年間となる。ただし、充て職で任命しているので、年度が替われば人は替わる場合がある。

斉藤委員： 独立行政法人教職員支援機構とはどういった組織なのか。

教育政策課長： 元々はつくば市にある教員研修センターである。今回、関係する法律が変更され名称が変更となり、教員育成協議会の育成指標作りの助言をする役割が追加された。

斉藤委員： この機構が全国の教育委員会に助言をするということか。

教育政策課長： そうである。

理事（人材育成）： この改編が教特法の改正を踏まえているという見方もできる。これまでは教員がそこで研修するという静岡県総合教育センター（あすなろ）のような役割が強かったが、教育行政に関する施策を提案するなど新たな使命を担っている。育成指標について、シンクタンク的な要素も含め、情報交換がある。

教育長： 藤井委員から指摘があったように、中間報告をして御意見を伺いたい。玄人集団で進めていくと新鮮味がなくなってしまう。

渡邊委員： 外部の知見を保護者代表から伺うということだが、保護者代表は制度がどういった経緯で立ち上がったのか、法律的にはこういったことになるといったことがあまり盛り込まれていると意見が出しにくいと思う。書類を渡されても何について意見を述べていいかわからない。是非、外部の方から意見を貰う機会がある場合は、丁寧に現場目線で、分かり易さを前面に出して、いろんな方から意見がもらえるように工夫してほしい。

教育長： それが静岡方式である。玄人集団でやっていると当然のこのように進んでしまう。一旦立ち止まって検証しながら進めていく。委員ご指摘の点も踏まえて十分注意して進めていく。

興委員： 機構に対して県教育委員会では、具体的に助言を求めたことはあるのか。

教育政策課長： 機構の助言機能は4月から始ったことなのでまだ助言を求めたことは無い。

興委員： 22条3項4号は、初めて入った条項か。

教育政策課長： 今回の法改正で機構の名称が変更され、役割のひとつとして指標に対する助言機能が4月から付与された。

教育総務課長： 22条3項4号は今回初めてできた条項かという質問である。

教育政策課長： そうである。

興委員： 従来その機能はなかったのか。途端に機構に機能が付与されたのか。

- 教育総務課長： 指標という概念が今回の 22 条 3 項で初めて出てきた。よって、協議会自体も初めてできたものである。
- 興 委 員： 教員の指標を作る当事者は精査したほうがよい。例えば他の協議会等でも県を代表して教育長が出ている。指標を作る当事者として、県教育委員会から 5 人もメンバーに入っている。分担を所掌して、1 名入れば十分でないのか。教育委員会の役割として大きいのは、22 条の 5 第 3 項で、構成員はそれぞれの所掌に持ち帰って、自分達の所掌に落とし込みますということなので、教育委員会として 5 人もいる必要は無い。
- 理事（人材育成）： 先日説明したように、養成段階、採用段階、育成段階でそれぞれチーフを務めている。委員御指摘のように持ち帰って落とし込む作業についても配慮していく。そういった目的でやっている。
- 教育政策課長： 養成部会は教育監がチーフとなる。研修部会は教育次長がチーフとなる。教員育成協議会へもその立場で参画する。
- 興 委 員： 今回はこれでよいがスリム化されるべきである。検討してほしい。
- 教 育 長： 備考欄に役割を明記すればよい。他に質疑等はあるか。
- 全 委 員： （特になし）
- 教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員： （異議なし）
- 教 育 長： 御意見いただいたことは今後対応するとして、第 3 号議案を原案どおり可決する。

報告事項 1 平成 28 年度教職員の健康診断結果及び休職者の状況等

- 教 育 長： 報告事項 1 「平成 28 年度教職員の健康診断結果及び休職者の状況等」について、南谷福利課長より報告願う。
- 福 利 課 長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 教職員の健康状況を把握する点では重要な事業である。質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 県全体で 5 名の方が検診未実施であるが、未受診理由は把握しているのか。
- 福 利 課 長： 市町教育委員会に確認したところ、「多忙」という理由であった。未受診者には強く指導しているが、結果として昨年度は 5 名の未受診者となった。教育長教育委員長会においても数値を示して指導しているがこのような状況である。
- 藤 井 委 員： 逃げ口上ではないのか。ほかに理由があるのではないか。
- 福 利 課 長： 検診自体は 2 時間から半日程度で終わる。
- 藤 井 委 員： 教育を担う者としての責任を全うするための条件なので義務化すべきである。
- 教 育 長： 昨年一昨年との状況はどうか。
- 福 利 課 長： 同じような状況である。
- 教 育 長： 同じ人なのか。
- 福 利 課 長： 個人名まで特定していない。

- 教 育 長： 調べてみれば分かる。同じ人がやっている可能性がある。
- 藤 井 委 員： 免許更新時に健康診断を受診していることを条件とするなどの制度が必要である。
- 斉 藤 委 員： 学校の近くの検診センターに大勢で一度に行くわけにはいかないの、分けて受診に行くのか。
- 福 利 課 長： そうである。複数の検診機関と契約しているので、多くの職員は自分の決めた病院で継続的に受診している。検診期間は5月から始まるが、遅い時期に受診予定している方がそうなりやすい。早い時期に受診することが対策の一つだと思う。
- 教 育 長： 昨年一昨年の状況を把握して対策を考えること。また、校長へも協力をお願いするようにする。体調を崩して休みに入ってしまうようでは大変なので徹底したほうがよい。
- 福 利 課 長： 個人だけでなく管理者の責任も発生するので、そのあたりも踏まえて対応する。
- 藤 井 委 員： 同じような統計は私立についても把握しているのか。
- 福 利 課 長： 私立は把握していない。
- 藤 井 委 員： そういった情報交換はしていないのか。
- 福 利 課 長： 健康に関しては行っていない。
- 藤 井 委 員： 県教育委員会としては関係ないかもしれないが、県の教育に携わる者としてそれでいいのかという思いであるがどうか。
- 福 利 課 長： 知事部局の私学を管轄している部署で把握している可能性があるので確認する。
- 教 育 次 長： 私学協会で情報を持っているかもしれないが、私学振興課には上がっていないと思う。確認する。
- 興 委 員： 私学振興課で把握していることは教育委員会では承知していない。「その程度でいいのか」という感じがする。私学の実態を行政として掌握することが我々の責務だと思う。こういった場で「私学はこのようになっている」と言ってくれるとありがたい。
- 教 育 長： 私学とは全く交流がないわけでないが、健康分野に関しては私も情報を聞いたことはない。
- 福 利 課 長： どういった情報を持っているか確認する。
- 興 委 員： 適切なタイミングで連絡をほしい。
- 教 育 長： 改めて報告する。他に意見は無いか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議

- 教 育 長： 報告事項2「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議」について、福永健康体育課長より報告願う。
- 健康体育課長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： お茶の愛飲条例ということで昨年12月に県議会で成立した。4月に

は 30 万世帯にパンフレットを作成して配布している。各界から集まって県民会議となっている。私も知事との話し合いの中で会議には出席することにしている。質疑等はあるか。

藤井委員：小中学校はこれでよいが、高等学校はなぜやらないのか。

健康体育課長：食育の事業であること、給食時の促進という観点から、小中学校を対象としている。

藤井委員：愛飲の促進なので除外する理由は全くない。高校も一緒にやったらどうか。

興委員：この条例についての報告なので、条例の当該部分を資料として添付すべきである。また、藤井委員が指摘した点が条例から抜けているとしたら改正も視野に入れて検討すべきである。ただし、事務局は経済産業部なので健康体育課の所掌ではなさそうであるが、会議の構成員は学校関係者が多い。条例として「県教育委員会も協力して云々」というような条文になっているのではないか。

健康体育課長：そうである。そういった条文となっている。

興委員：構成員の在り方、県教育委員会の関わり方は条文規定ではどのようになっているのか。

健康体育課長：条例の6条である。県に、小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲を促進する県民会議を置く。第2項、県民会議は、児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項を調査審議する。第3項、県民会議に関し必要な事項は規則で定める。となっている。規則では市教育委員会又は町教育委員会の教育長、小中学校の校長などから構成することとしており、資料に示したメンバー構成となっている。お茶振興課が事務局となっているが、メンバー構成に関しては我々も各市町教育委員会や校長会に相談している。

興委員：条例に県のどの部署と連携を取るなどの具体的な記載はないのか。

健康体育課長：条例にはそのような具体的な記載は無い。

興委員：市町教育委員会の教育長は入るが、県教育委員会教育長は入らないのか。

健康体育課長：県民会議は県民が県に意見するという前提であるため入らない。人事課と確認調整済みである。

興委員：藤井委員の質問にあった高等学校はどのようになるのか。

健康体育課長：今回は小中学校に限定して検討している。

教育総務課長：条例の名前が「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」である。

藤井委員：条例はそうであるが、県全体でお茶の愛飲を促進したいということではないのか。

健康体育課長：そうである。

藤井委員：そうであるならば高校を除外しなければならない理由はどこにあるのか。条例にそった活動はこれで良いが、教育委員会として高校大学も含めて促進したらよい。

- 教 育 長： 大学はむしろ進んでいる。給湯器が数台設置されている。
- 興 委 員： これはよいが、高等学校も含める条例となるよう検討してほしい。
- 教 育 監： お茶の愛飲を促進することには変わりはないので、そういった機会があるように声をかけていく。
- 藤 井 委 員： 成長期なので小中学校以上に高校生も沢山飲んでくれると思う。
- 教 育 長： これは勢い付けだと思っている。むしろ、高校生大学生の方がどんどん飲んでくれる。県教育委員会が大学コンソーシアムの正会員となったのはいろんな意味がある。こういったことも考えていくし、教育委員会で幼稚園から大学まで丸めてやっていく。ただ、正会員になったばかりなので、まずは小中学校からやっていく。
- 渡 邊 委 員： 以前、島田市に移動教育委員会で伺った時に「お茶の間条例」のクリアファイルをいただいたことがあり、そこには家庭でお茶を飲みながら団欒しましょうなどとあった。そういった取組も県全体の保護者に共有してもらい、啓発できたら良いと思う。
- 教 育 長： 他に意見は無いか。
- 全 委 員： （特になし）
- 教 育 長： 報告事項2を了承する。

（会議の非公開）

- 教 育 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第4号議案 静岡県いじめ問題対策連絡協議会委員の変更

※ 非公表

- 教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成29年度第4回教育委員会定例会を閉会とする。